# 江都火災年表

ヲ1
519

明治四十 九月十八
朝倉亀三 氏寄

阿波國文庫

其價千金とは今世時にや
毎のごとくに同じ様にて
[illegible]の香かおしむべき
[illegible]日を宮
[illegible]の用にたちぬ
[illegible]痛あるいまだ八何
[illegible]は緊要にしてほとんど多
の名ちたるにあらず京にて大坂にて日本
[illegible]にあり大笠にあり唐一二國一の大藏
[illegible]大金持大博あるとの第之人と大分あると一日人

数多く死ぬ也、悪屋もおそれ、渡世
又大勢出て揚屋に甚敷出て何
も大、江戸ずれと折節と大火もあるゆゑ
大ぶり目黒道より浅草の観音堂迄焼
き家処より又浅草より目黒まで焼場通り所
しら行ゆゑ、惣昌の神社仏閣さ
み町吉原の出来ぶり有様の一書の風
よりも行ゆゑの事江戸の科ゆゑ有ゆゑ一体の

繪ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、草山ゆゑ、伐面ゆゑ、嶽背の風
聞ゆゑ、ゆゑ有ゆゑ、誠ゆゑ、公家方ゆゑ、家ゆゑ、長ゆゑ
も、ゆゑ、ゆゑ、方ゆゑ、ゆゑ、邦師の絵ゆゑ一書をゆゑ、宮
殿構家所業ゆゑ、ゆゑ、一時ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、人の
先達ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、あゆゑ、一義寺ゆゑ
屋敷ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、
ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、
ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、
ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、

奥書に此所根生の大座のこと申たるあ昔
さ和一日と明暦の字下の間の大小をもて
明和の四年より八年数九百拾六年其間の
数度の小を大小小のごとく引合せ書あつ
むるとしへ小と考へぬむりの道あんと云耳の他
あるなく残とも考へ考へ考る

明和九の春

木塙豊水

一十二月を極月と
云る時は二月と
あるを称るよ
一月を
二月九月を
三月と何日
なりとも此所
よりこれ其日
の当る
る大小小を
又表裏なる品
ら何の中も可約又
ちの中のこれを約なり

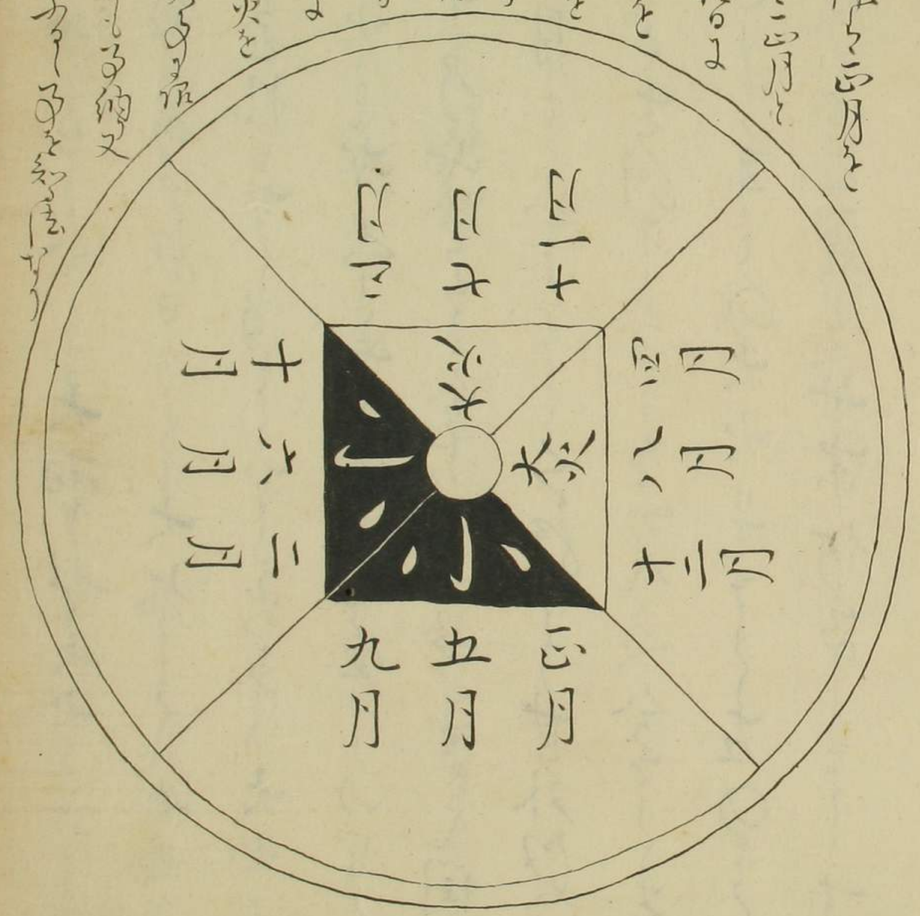

但此度ハ今ハ大雨ハ大火ハ又小火
の外ハ無ハ日ハ大都ハ大火ハ
なり扨ハ消ハ火の大火ハ又
大火ハ外ハ出一の早く消ハ
年乃此度ハ今ハ如ハ閏月ハ
の月ハ御ハ暮以の引
ハ月ハ今ハ
是ハ年ハの大火ハ左のハ今ハ
ハ此度何年ハハ

明暦ハ明和ハの大火ハ
十三七ッ八ッハ大火の外ハ

イロハ付し合を示附を見るへし

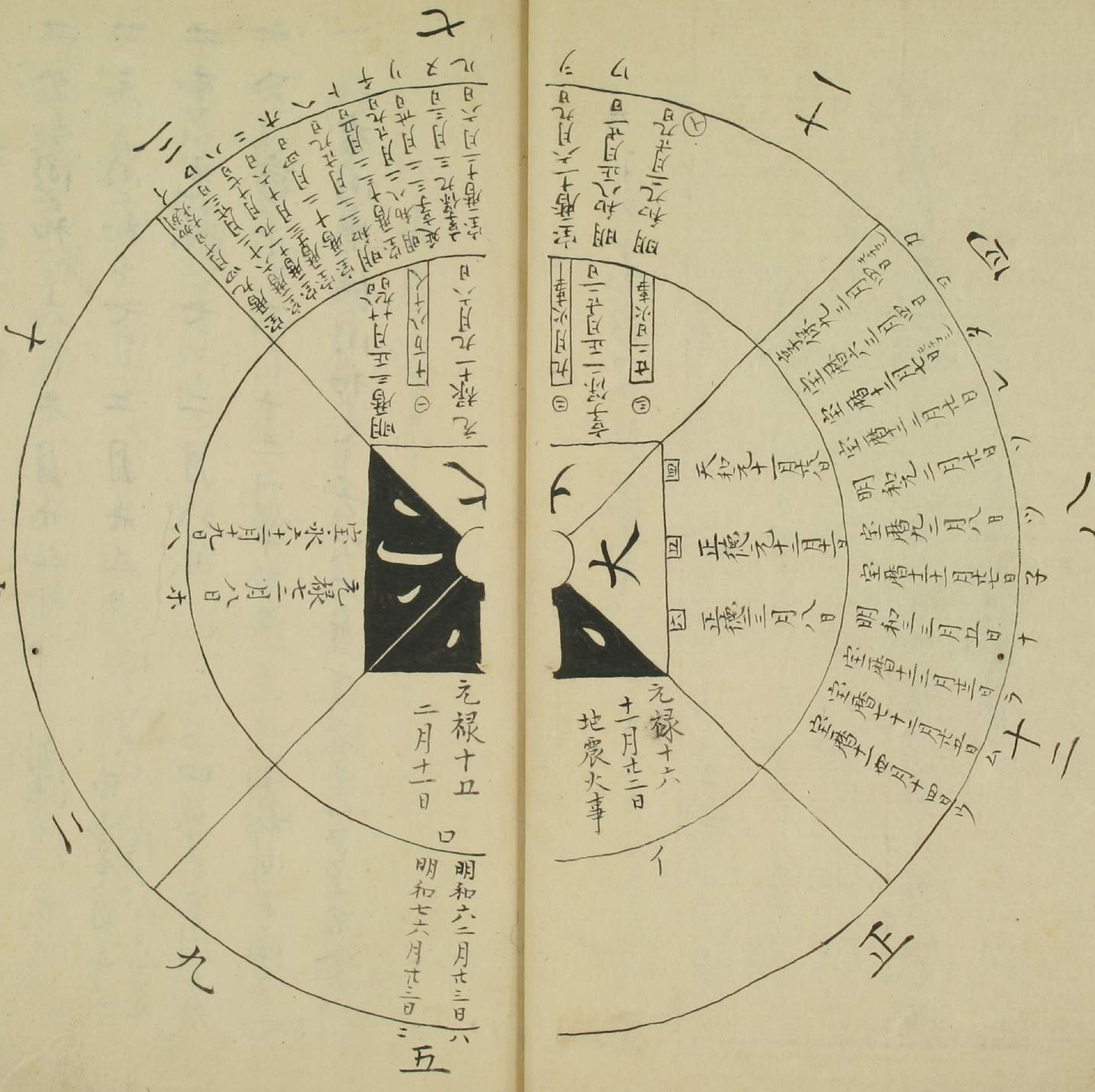

小火の部

一イ　元禄十六　十一月廿九日　麻布火事
一ロ　元禄十五　二月十一日　四谷ヶ原
一ハ　明和　六　六月廿三日　深川大火
一ニ　明和　七　二月廿三日　市ヶ谷より麻布
一ホ　元禄　七　二月八日　四谷ヶ原
一ヘ　寛永　六　十二月十九日　小柳町ヶ原

右明暦後明和迄大火六度之内ヶ原

大火之部

一　明暦二丙申正月十八日十九日大火回向院ヶ原八千人
二　元禄十一寅九月六日上野中堂立勅願火事
三　享保二丙申正月廿二日明暦六十一年目　廿二日火事
四　天和元　十一月廿八日大火江戸ヶ原
五　正徳元未十二月十一日小柳町焼
六　正徳二申正月十一日池之浅草日本橋
イ　寛暦九四月十日　加賀火事
ロ　寛暦六十一月廿二日　青山大火九ヶ所

ハ　宝暦十一九月十七日　堀町芝居火ノ丸ナリ
ニ　宝暦十二二月十六日　芝市宇殿神明社
ホ　宝暦十二月四日　今井谷ヘ飛
ヘ　明和三二月廿九日　堀町芝居火ノ
ト　宝暦十三二月五日　四谷ヘ大塚ヘ
チ　明和八二月廿九日　材木町浅草本願
リ　延享三二月廿日　築地ヘ寺院ヘ
ヌ　享保九三月三日　三河町ヘ浅草ヘ
ル　宝暦十二月六日　さゝこ町ヘ深川ヘ

ヲ　宝暦十一六月九日　紀州市殿
ワ　明和八二月廿一日　六本木ヘ立ノ
カ　享保九三月四日　三月火ノ手持越
ヨ　宝暦六三月四日　麻布百姓町ヘ大火
タ　宝暦十二月七日　猿屋町火ノ手持越
レ　宝暦十二二月廿日　麻布赤羽根ヘ大火
ソ　明和元二月廿日　神田新銀丁ヘ一石橋ヘ
ツ　宝暦九二月八日　浅草雷天町ヘ大火
子　宝暦十二十一月廿七日　水戸殿市殿

十　明和三三月五日　祇園社内殿焼残
ラ　宝暦十二二月廿二日　四条市殿清水内迄
ム　宝暦七十二月廿五日　浅草大火城四郭ヶ
ウ　宝暦十一四月十四日　川崎宿ヨリ残
㋑　明和九二月廿九日　形人坂
右暦火事ヶ年明和九ヶ年三十一度の大火ヨリ残此
合暦ヶ年宝暦明和の大火ヶ年五ヶ

初　明暦火事覚　明和九ヶ年　百十六年
初暦三十月正月十八日辰の刻ヶ年の内ヶ年の方
ヶ年大風強中ヶ所中ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所
ヶ年ヶ人の焼ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年
十日余ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年
焼ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年
ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年
火ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年
焼佐久ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年ヶ年

江戸焼めきこと日の光と又夕時の陽と沙汰何時
しか家のうちハ十一西の刻より田ノ口西風ハ強き神田
橋ゟ焼残り一石橋の方霜町へ移りたる此内九の内乃橋
大石其数騨一筋海辺ゟ焼引又美濃守様ハ蔵
下のまゝ屋敷ゟ此所ゟ大焼通り本堂ゟ火ゟ出ル九千
六百人焼死ル其外西ゟ神田明神の火八十町
廿町ゟ北越ゟ出ル此辺の神社仏寺不残一同焼立
柳原の方へ焼引又強飯の蔵の火ゟ須田町ゟ出ル焼引
一筋ゟ柳町辺ゟ頼寺ゟ通り市谷本堂寺中

ゟ焼残り寺ゟ一同焼上ル市頼ゟ地内ゟ焼死ル
右四百五拾余人内又住ル所宰屋の科人ゟ出火ハ下谷
蓮花寺ゟ出ル火ハ浅草ゟ焼ル其後
御家の方へ市谷ゟ出ル市谷ゟ出火ハ駒込ゟ出ル其
内ハ人ゟ出ル通り通ル市谷住吉ゟ住ル所辺の儒
人浅草の方へ通ル右多ゟ辻ハ駕ゟ車長持ゟ以ての
引出ス押合ゟ合道幅ハ狭く駕ハ先ハ引ル様ニ
火ゟ出ル家ゟ儒人金銭大ゟ車長持ゟ引ル通り
ほゝ浅草見附の作形ゟ八丁ほの内ゟ引出ル儒

道具を落かさせる男女を始め合羽合羽を着せ立つ
地をなるべくなるべくかるかいかる天慶のときやあるべん
宰屋の科人宰を被るべき西を見府の表門をくぐり
り出声表門を出て手を打て備人駕籠の上を下
へ押合て者乗人駕を辰巳に廻て押事門の
除を者も何と表門を開くんと思へ後を押る
四人開くの叶を出声立て更ても安堂甚角
中火を宵近く打て備人を捕て行を掘
蓮を残して泣声何へ多へん捕やり指預寺前へ

立出松浦細川母衣を放て大名の屋敷三拾五ヶ所
寺々を廻て指預寺日蓮寺を始め凡百二
十ヶ寺備方口の火西風に一口に焼て浅草見附吹対
寺を焼て堀まで焼て筋違橋の石垣の上を川の中へ飛た
まを焼て堀あ主我も飛て下へ落て
乳を手折て砕て死すもあり又川へ入溺死
する者あり限て焼かさるる此所に二万三千余人其
跡を見て者死人を川を出て中へ安て渡て
命助るも多の是を中や見府の中へ火を焼

川中より出火せり後人の上に一度にどっと焼落ち
ること百千の雷の一度に落るごとく甚敷横山町より
辻小路より人の死するもの数知れず甚多数の
死の別なるに西風いよいよ強く吹出し海岸まで焼
行大名の屋敷十九ヶ所寺院百余ヶ所
七百餘人此義の俵の煙に巻残る者共
是大川を飛越て牛込赤城田の辺百姓の家ことごとく
焼る其夜明ケ七つ過に火鎮まる
明て十九日江戸中検死の者諸寺に交る
いと哀なり かしこかしこきのふ焼残りし共残一族の類焼
を尋ねて通せり 持運べき所なし 所々の別なるものは小石川伝
通院表門下新鷹匠町大番与力の家不残 少火し此煙
の為に焼死せし者多し 此煙 多くしかあり 又きのふ焼野の消残りし煙
なりしかあるべし 火の元定めし知るべし 寄屋
町辺より吹出す 実時刻 高輪寺の学寮
寺中不残焼上る 十町廿町先へ飛 此日時少
と二十口小者等 水戸殿内 彼の他 諸侯 何

葉にて畳にうきあがりて一時の煙と共に立ち消えぬ
多くは焼くせずして此度の大石小石一軒も残らず焼失せり地
を載せ侍大石の屋敷にて典寿院殿父左大典一殿公の御
高殿中の庁九庁六宇二の御九庁九三の御九石残焼失しまた
加賀守左屋小笠原酒井左衛門尉金銀隠しをもつて
ためにあまり御やうにて拾五軒行時の煙にまぎれ南町奉行石
の小石廿軒浅野内匠の内にて八細川右馬殘所にて大石七
拾三軒凡拾三町一円に焼上る此類少を崩れ十番山河
岸と国吉切火のため失せる覚えし申の刻より風
西に変りいよいよ強く烈しく焼切れ紀伊国屋
清兵衛残りて目黒後まで出馬傷を不出長崎
やはり此の屋敷焼出し小南廿町余一面に焼出廊の外
町家ばかりにて焼残り中橋京橋辺の侍くきのふの大火より
又ちがふの大火といひなりあれども只今世界の減却せるごとく大
に国家くきのふの煙路にて焼残れ人々小の方へ
ちらふるあると又風下をかしに南の方にあると男女老
若町々屋敷浦々高き山に上り下へ走り返し騒
乱町の者ども前後一日に集まり逃しやう上下共合

[illegible]去年[illegible]百日[illegible]雨と一滴も降[illegible]ず乾
切[illegible]家の上に降[illegible]火の[illegible]風吹立[illegible]何ハ以[illegible]
[illegible]車橋ほ[illegible]炎大地[illegible]ハ大風[illegible]
四方[illegible]燃[illegible]猛火に[illegible]ハ[illegible]
の婆の[illegible]燃付[illegible]火を[illegible]引[illegible]車[illegible]
見過小路[illegible]横上せ[illegible]
忽に[illegible]押合[illegible]前[illegible]ハ[illegible]進[illegible]其間火
[illegible]大風[illegible]何[illegible]
至[illegible]四方の指[illegible]一度[illegible]焼落[illegible]此四の隅人南に行

[illegible]ため少[illegible]当[illegible]西東[illegible]
数五[illegible]火[illegible]
呵[illegible]
二[illegible]六千余人南北二町の者東西二町[illegible]人の死骸
[illegible]埋[illegible]金沢戸宝大刀[illegible]
[illegible]南[illegible]
町[illegible]川向[illegible]ハ紀州屋敷[illegible]大名の[illegible]
拾六[illegible]一庫[illegible]焼失[illegible]
残焼失[illegible]焼[illegible]西の刻[illegible]

焼ける浅草川源川個所の四方に舟をもって焼失する所
第一番に出火する時申の刻に発し翌朝
三丁目所家より出火して松平出羽守松平越後守屋敷
に類焼石のやうに一軒も残る一同に上野山王社沢市
社大神の社をもって一切の所を焼失仕候紅葉山西北九
一さんに吹分け上野に焼出し大火出て焼物
に紅葉山西市九郎左衛門殿残る同出火
又大石小路に八丁伊上総毛利陸奥薩摩黒田備後守
邸をもって大石の内殿に焼失の内廿六軒其余小
石の市屋敷廿軒行時の烟より出火又西市九下後大石不残
焼焼に成桜田丁へ出火し上の字に出火の下大石小路高
秋月中川松平をもって大石の内に八十五ケ所一時の所に出
桜田の火と通町に燃出し町に残らず焼抜に成
の方に保科松平陸奥甚大石の藩屋敷外合十八ケ所
の一庫も不残堀上寺の内不化寺百十ケ寺表門裏の方町
もしに及ぶ其外の社何に残る所多し此時分に風も
一命に成て火消あり火消人と
共に一人も火を出の傍焼行堀上寺拾ケ所南の方

本芝三町目ゟ海ゟ焼出し火元の所ゟ消ル

一町数五百有余町

一大名小路屋敷町五百町

一大名市屋敷五百軒

一小名市家数六百余 但 此内少多の分ハ其数不知

一市場

一市天守

一大名櫓其外見附ゟ城合三拾ヶ処

一櫓ゟ数ゟ城合六拾余 要害の少櫓ゟ其数多ゟ

一土蔵九千余庫

一社寺ゟ三百五十余宇

一焼残ル櫓ゟ浅草櫓一石櫓ゟ

一一石櫓の中ゟ後芝源左衛門ゟ以ハ右只一軒江戸中ゟ残ル

ゟの分ハ焼ル事

二月十八日の夕ゟ廿日の朝ゟ二度目東四日の夕火ハ焼尽ル者

凡十万二千人余ゟ有 形方不知十万八千人ゟ

此死数を川原右ゟ 仮埋ゟ 諸ゟ大処牛込ゟ小処

運ひ此処ゟ六十四方四方地を掘ら土を埋め塚を立 塚

上さまより一院を建て備宗山無縁寺と号し諸宗
の僧流集して千部の経あり不動尊仏の座像安
置日本橋より柳原までの当町通り二丈四尺ヶ所
ゝと町々の芝幅広く 但付甚三郎の所家甚家を引料
少して家を建る金七十両ほどかゝり新地代地
出来し江戸中にて立ぬきに益繁昌の由代
少なりとぬ

むかしあるふる所の唐の火を上下ゝ書ゝ
かなと其内の生ゝ町ゝ屋敷ゝの名をかゝ漢人の名を
おりきるかなぬきゝ

(二) 天和元酉十月廿八日大火 明和九辰年九十二年 去七巳年
江の田ゝ霞ゝと出火小石川まゝ本ゝ焼出一通り丁筋芝海
手まゝ 此火事波田二年甚酉火あるゝ八百屋お七三月十九日
(三) 元禄七戌二月八日大火 当七十九年
四ツ谷大木戸色ゝ出火一番ゝ麻布色ゝ残白銀色ゝ
目黒玉ゝ丸子川ゝ残幅十丁余長三里半
(四) 元禄十一寅九月六日大火 勅願火事
上野中堂御建立松平伊豆守殿普請出来
九月六日京都ゝと踏込殿の勅願所下馬多五ツ時過

日本橋通上野へ入、備人奉行所ゟ別中堂へ向
同日四時ゟ長崎奉行所仕立屋川又縫殿ゟ出火の
の火傷ゟ出火、古今の大事吹出し、特橋か
日本橋ゟ西側ゟ焼九の内大部分残漏元川岸
へ焼出し、三丁四方通り門の内ゟ下谷通ゟ又上野
へ焼入、仁王門を限り本坂内寺院外堂塔坐主
堂ゟ山廻り内御殿ゟ防ぎ、金杉筋千住ゟ
日本橋の火ゟ西側ゟ堀丁芝居を不九の内を焼
して見附ゟ大小名残ゟ神田色ゟ残柳原を

残越浅草の方ゟ残吉原迄焼亡ゟ出
ゟ出る火ゟ中ゟ大、両三日ゟ出来、備人総出を
此年冬十二月十日本石町二丁目ゟ出火、伝馬丁堀
丁通ゟ八丁堀佃島ゟ出る、時二度焼の者共、即上
ゟ市米二万俵ゟ下亜右の内を町年寄三人ゟ市米二千
俵拝借、残ゟ三万八千俵二度焼の町三十丁、別合
米口ゟ米ゟ市米拾五俵ゟ下ゟ

五　元禄十五午二月十一日　日七十一年　四ツ谷大火

四ツ谷ゟ所ゟ出火、稲荷町通青山赤坂麻布ゟ

荒川口より長三町

(六) 元禄十六未十一月廿九日　日七十年　地震火事

十一月廿三日甲子の夜八ツ時大地震毎日〳〵地震
ゆり廿九日の昼六ツ時小石川辺戸数市屋敷焼出火大
雨時々吹〳〵強く成る夜中迄の内又翌中迄〳〵
焼行立〳〵花〳〵焼西北の方一面〳〵火〳〵家焼立て〳〵玄中
〳〵家〳〵北北〳〵皆〳〵し幅〳〵神田明神方神田聖堂初焼る
下谷通柳原の方又神田田町通本町石丁伝馬丁通浅
草〳〵ゟ下谷処田町焼須賀川さき流〳〵本処通さき猿

江本場の方又小網丁亀島永代橋永川砂村辺に飛〳〵焼
る明る宝永元申年傳伊達遠江守殿　伊勢屋敷等市
遠立人〳〵の聖堂廿〳〵

(七) 宝永六丑十二月十九日　日六十四年ゟ数

神田小柳丁ゟ出火神田通る残伝馬丁迄
通丁〳〵日本橋の中橋の前東の方吉原堀ゟ浜炮例
海巳〳〵廿日夕五時頃ゟ幅拾二丁長三十丁余

(八) 正徳元卯年十二月十一日　日六十二年ゟ数

神田蓮華町〳〵出火西神田ゟ残白銀丁本町四百本橋

焼屋八丁堀迄ハ焼申候

日六十一年ニ成

(九) 正徳二辰二月八日

浅草観音堂ヨリ出火山の名倉を中ニ本所へ飛火

仕候本所ニ屋敷ハ大半残深川材木の上ニ焼居

幅半里余長サ三里半 此節隅田川ニ出火ニ付大名十五家焼

仕候

(十) 正徳六申正月十一日

下谷池の端ニ出火下谷柳原ニ焼出弾正橋ヨリ

浅草門跡前の方ニ焼

是日本橋ヨリ焼ル浅草門跡前の方ニ焼

(十一) 享保二酉正月廿二日 日五十六年ニ成 廿二日火事

牛込榎木町迄ニ小石川ヨリ出火ハ飛火ニ成

ニ西丸ヨリ本町通弾正橋濠持院焼ニ成ル

持院の原ヨリ丸の内ヨリ名古屋焼ル此時点の市門焼失

ニ成ル未不建立ニ成ル日本橋ニ仮橋ニ仮地蔵ヨリ

四月の三年大火ニ成ル六十一年目ニ成

(十二) 享保三戌四月廿日 日五十五年ニ成

亀井丁ニ出火柳原ヨリ下谷浅草迄ニ一宇も不残

東本願寺ニ成ル焼ル享保十七年ニ仮堂ニ

成ル

十三　享保五子三月廿八日　同五十三年子歳

日本橋辺より出火室町市町辺佐久間町通弗田残り十軒
京橋下谷より上野へ焼入仁王門より時焼失す東浅草
見附をくぐりよりの寺町通り焼る寺三十七寺
五十七年目　後宝暦六年建
昭和九焼る

十四　享保九辰三月三日　同四十九年子歳

弗田三河町より出火弗田町へ残り弗下より下谷通浅
草寺へ残る并木弗町より市谷刻下谷通小梅の方より
ゆき浅草へ今戸橋場の辺へ人数多く死者あり　同四日

青山久保丁より出火稲荷町通り牛込赤城辺小石川伝
通院門前へ人数多く焼死す

十五　享保十七子三月廿八日　同四十一年子歳

下谷御徒の稲荷より出火、新寺町門跡前田東町駒形黒
舟町通へ出時市門跡仮堂焼浅川村辺へ出時
市門跡仮堂焼堀田殿前徒橋前へ人数多く焼死す
浅草の東を堀田東へ出寺辺　後今の西へ出寺
十六　元文三午五月四日　同三十五年子歳

小伝馬丁より出火神田柳原通下谷を残上野山の内
八幡入山内寺院ゟ出火諸堂焼亡して谷
中へ止る

（十七） 元文五申之月　　日三年ゟ数

湯島聖堂之稲荷の辺ゟ出火して下谷へ出火柳原
通豊後丁辺竜井町川岸ゟ止る

（十八） 延享元子二月十二日　　日廿七年ゟ数

青山粕壁ゟ出火九軒時出火麻布廣尾白銀臺二本
榎三田二ツ橋ゟ品川の宿ゟ残火表和中敬礼火ゟ出

焼ル

牡丹
雷門ゟ八軒火鉄砲ゟ出ふ通ゟ三ツ目ゟ出ふ
ゟ大ど大火ゟ出ふ通ゟ魚屋の通丸のまゝ
地口
けぶ廣尾焼ゟ魚屋ゟ出ふ

（十九） 延享三寅二月晦日　　日廿九年ゟ数

麻布ゟ出ふ六ツ出火竜ノ口八丁堀小網丁ゟ堀丁芝居
丁ゟ残濱丁ゟ出ふ止る翌朝日ゟ四ツ時浅草
鉄砲寺中心福院ゟ出火右側寺内ゟ残ル天山ゟ本堂
八幡ゟ高ゟ出ル皆ゟ一ツ通ゟ芝川ゟ焼出ル又南

る事とて今戸橋の東より焼て此時江戸の方へ南風烈しく
不止烟を弥増に増す事の方へなびき又浅草の方へ北風にて江
戸の方へ烟なびき橋を渡る人数夥敷事なり諸
人銀杏の下利益なり因て座敷にて弗を下さる
日暮るとなく彩の表
之十二時余焼る
（二十）宝暦六子十一月廿三日　千代田右市文兵の当日
九の内八代洲川岸より出火七ツ出火小伝馬町
松平彩数寄屋橋より町家へ焼出一座張町迄三拾丁地
より出火丁内にて不止て九ツ半時落る因日暮四ツ時
築地西本願寺地内より出火一寺中三拾軒焼小田原町
へ焼出海辺へ落る因日暮九ツ時に青山松平東六道の
辻より出火一青山迄不残麻布白沢二本榎より七半時迄
落る当日山王市文兵衛引　因十七年ニ当る
九の内出火
青山六丁
築地
東大学教授屋敷
木下源次郎殿
西本願寺地内
松平
六丁の辻より出火八焼出一かきの様なる市家をやく
大学寮ちんじ中屋敷ちんじ四書こうい中屋敷ごくん

(二十一)　宝暦十辰二月四日五日六日七日　同十三年ニ再板

二月四日伊勢任日役義ニ付ニ世上別ニ火の元大切ニ御守
被仰付ニ七ツ半時出板今年ニ火一麻布六本木芋洗
坂ニ出ケ久保田長板屋ニ而板小山寺町三国屋町之北
の辻ニ火出芝ニ丁目ニ八町目ニ海産蔵屋敷ニ焼
焼一四日夕七ツ半時海産ニ落ル同五日巳ノ時廣尾宗
火付ニ而町ニ武家方数軒焼一九ツ時落ル同六日夕
ニ大南夕七ツ時ニ而ニ火ル九ツ弥生ニ而六ツ時芝
神明門前ニ而火揚上寺門前芝通ル金杉橋焼ル右ハ
西蓮寺門前左ニ海産ニ限ル同町ハ焼出一四日の焼落ル
行合落ル今井谷火之　正木殿屋敷　中国屋敷火之　同巳ノ刻立ノ時弗同旅龍丁
ニ出火ル芝ニ丁ニ柳原弗同源同町ニ屋敷丁ニ幅
ニ日市橋ニ四日市ニ黄楊丁ニ屋敷ニ夫ニ
深川海産限測廣兵天ニ南国ニ深丁通大橋永代橋
蔵源門ニ大橋ニ而ニ被持ル・ニ不残ニ伝ル丁通懐
丁小網丁ニ以ニ及源川寺町八幡丁ニ三十三間堂ニ
世間ニ残ル不ル七日の巳ノ刻立ノ時落ル　張龍丁火之　陸奥屋敷
右八時ニ火ル五時

町数合四百六拾丁　寺社八十ケ所

大橋拾壱橋小橋四十五橋惣して百四橋也

米穀三万七百俵　酒八万四千樽

油　四万七千樽　醤油二万七千樽

右之外諸屋書上る数なき中買小売其数不知

一　此火事の前に落首

七色やあしの焼野さ衣すへて八焼より流されり　明石屋

なりしも思わさる初夢はとこのいつくまてやら

千里より扶桑居の子も三十三間堂ヤケルナリ保平やきかけてや　ワアセン

とせうかとも　南東焼家雑　諸火事場に降の東ホの

去卯の秋中より御役〻十年辰ノ年の役とく時々流正月

の先似を残すにもあらさりけり

狂哥

七年にあらぬ辰の年今年もめでたく十年

旅籠町から火がでて小塚原まで千住まで千　明

㉒　宝暦十一巳六月廿九日　日十二年

夜四ツ時より赤坂御門外より出火世辺町〻三十丁余能別御

座候内より出火候

㉓　宝暦十二午二月十六日　日十一年

夜四ツ時芝田町二丁目裏通より西側寺門前通り薩摩御

守殿不残金杉町〻増上寺門前不残増上寺の内へ焼入表

門通西化宗寺殘芝神明宮の社日門前町家不殘燒此
時大雨車軸を流すが如し火元は小子屋より出火
火元は米屋也

二十四　宝暦十三未二月五日　日十年

第九時四ツ半大黒町より出火堀町通町々不殘大久保へ
燒出此通小屋敷組屋敷ホ新ヘ丹波東町板丁通寺々
屋敷〳〵あり〳〵丈ケ赤木の方又かいく所早田ケ目白臺
へ燒出る通り町九丁不殘大塚〳〵明六ツ第五ツ時鎮火
四谷火元市田源次郎屋
番町結城中十二月五ツ出往亜寿幸七　右和年前表ケの火事也

二十五　明和元申二月廿日　日九年　初鶯人帯留の内ケ

宝七ツ時神田新白銀町より出火三河町通谷川屋通東ヶ
源治丁迄ケ限り西神田ケ殘燒白沼丁石丁本丁川屋通
一石橋際まで源藤見附へ飛火〳〵ゆく〳〵燒ケ屋〳〵町数四
十五丁明廿一日夕方ケ燒ル

二十六　明和四亥年四月九日　日六年

宝九ツ時京橋金六丁より出火京橋ケ日本橋ケ長さ八丁
横五丁七拾六丁四日市ケ出ル花一揃此火浅草弾形へ飛三
当丁西東。仲町并木丁竹丁雷門燒寺中十二坊百道

芝川戸まで巻四方落

(二十七) 明和六丑二月廿三日　同四年

新五郎屋敷東西一ツ目弁天横丁より出火、右生丁迄残
此屋敷数多亀沢丁小橋へ掛石原裏通り浅草
堀端名ハ拾火ヶ新町不残焼今戸まで至七軒
時消敷

(二十八) 明和七寅八月十一日　同三年

巳九時より深川八幡丁より出火、一の鳥居丁迄ゆく
下表表ハ年町八幡寺町吳服門前大工町迄ゝ焼焼

深川下町弥勒寺前より本所二の橋林丁一丁目より小
屋敷数ゝ浦堀出羽屋浦より吉原町吉田丁迄小刻
下ゝ大名ゝ下屋敷十軒壮九条丁百丁但屋敷五町焼出流
三百軒幅五丁ゝ長サ三十五丁

(二十九) 明和八卯正月廿一日　去年

巳九ツ時ゝ麻布六本木より出火、元ゝ切迄三田ゝ田
丁八丁目町ゝ焼消迄吹出ス

(三十) 明和八卯二月廿九日　去年

巳七ツ時ゝ材木丁より出火、茅屋根迄ゝ右国橋際迄
代地大工町ゝ出火、浅草聖天町三ツ辻ハ拾拾ヶ新町

へ焼入新多越不残山谷町入口より右の方へ拾軒焼失今
戸町より数ケ寺橋場町の方へ稲荷前茅屋町の際ま
で焼抜因日暮時五軒屋敷方抜焼しそなり向深川
六間堀へ飛火二ツ目橋焼ル此度去年新焼場へ
行合焼行又津軽屋敷抜焼出刻下谷吉岡町
度去年焼跡去冬丁寅不法恩寺寺方丈ヶ所も
不残此度去年焼三四ケ寺抜焼小梅ゟ焼落

(三十一) 明和九辰二月廿九日

巳九時目黒ゟ出火千住ゟ出火千住ゟ出火



明和九二月廿九日大火の年忘の事

材木町本所浅草大火去年二月廿九日　一周忌
深川ゟ本所出刻下谷大火明和七八月十一日　三回忌
坂町菊五郎火事明和三二月廿九日　七回忌
神田旅籠町ゟ深川大火宝暦十二月六日　十三年
九の月音山鼠地大火宝暦六十一月廿三日　十七年
書ゟ亀井町大火元文五三月　三十三年
三月大火ゟ享保九年　四十九年

4年 3月

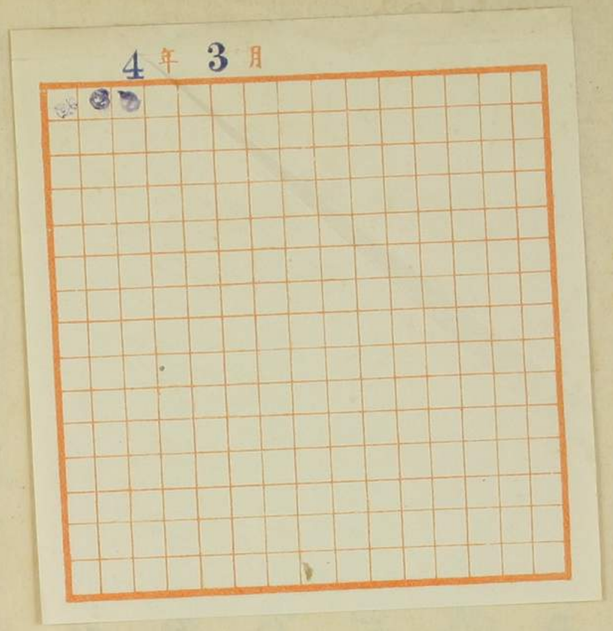

ことを第5越法及書記

ここ[illegible]法[illegible]後[illegible]